

『平成18年度施策実施状況調書』

<p>施策名</p>	<p>(施策54) 迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進</p>			<p>担当部局名</p>	<p>総合通信基盤局 電波部電波政策課、電波利用料企画室、基幹通信課、移動通信課、衛星移動通信課、電波環境課</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>電波の実際の利用状況の調査・評価に基づき電波の有効利用の推進をはかり、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分を実現する。 本施策の主な取組として、電波の利用状況の調査・公表・評価を毎年度実施し、その結果に基づく電波の有効利用の推進方針に係る制度の改正等の検討を行うとともに、その進捗状況により本施策の進行管理を図る。 また、本施策の推進により、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用を促進する。</p>						
<p>主な指標の状況</p>	<p>主な指標等 電波の利用状況の調査・公表・評価の実施状況</p>	<p>目標値 3年を周期として周波数帯を3区分して区分ごとに実施</p>	<p>目標年度 17年度(770MHz以下のものを実施)</p>	<p>15年度 3.4GHzを超えるもの</p>	<p>16年度 770MHzを超え3.4GHz以下</p>	<p>17年度 770MHz以下のもの</p>	
	<p>電波の有効利用の推進方針に係る制度の改正等の検討の進捗状況</p>	<p>5GHz帯において100MHz幅の周波数の再配分の実施</p>	<p>17年度</p>	<p>-</p>	<p>給付金制度を導入</p>	<p>給付金の交付によって、迅速な周波数の再配分を円滑に実施した。</p>	
		<p>電波利用料制度の見直しを行う</p>	<p>17年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>電波利用料制度の見直しのための「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出し、平成17年10月26日に可決・成立、同年11月2日に公布された。</p>	
<p>施策の主な</p>	<p>事業名</p>	<p>概要</p>		<p>15年度</p>	<p>16年度</p>	<p>17年度</p>	
	<p>電波の利用状況の調査・公表・評価のより一層の円滑化</p>	<p>電波の実際の利用状況を調査し、評価を行うことにより、電波の有効利用の推進を図るとともに、新たな電波利用ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分の実現等に資するもの。</p>		<p>41百万円</p>	<p>182百万円</p>	<p>165百万円</p>	
	<p>電波再配分のための給付金</p>	<p>電波の利用状況の調査・公表・評価制度に基づき、電波の再配分を実施した場合、既存の電波利用者にとっては、過去に投資して取得・建設した無線設備が使えなくなるほか、撤去費用、新規設備の取得など、経済的な費用負担が生じる恐れがあるため、特定周波数終了対策業務の実施により、再配分の対象となる既存免許人に対し、設備の残存価値等について補償し、電波の迅速な再配分の円滑化を図るもの。</p>		<p>-</p>	<p>230百万円</p>	<p>230百万円</p>	
<p>電波資源拡大のための研究開発</p>	<p>極めて稠密に利用されている6GHz以下の周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するための周波数資源の拡大を図る。</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	<p>7,842百万円</p>		

『平成18年度施策実施状況調査』

実施手段の状況	項目	概要				
	電波利用料の抜本見直し	電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めるとともに、電波利用料共益費用の用途の範囲を見直す等の改正を行う「電波法の一部を改正する法律案」が第163回国会で成立。				
	無線局登録制度の導入	高出力の屋外無線LANなどベストエフォート型の無線システムについて、自由な事業展開を推進するため、現行の事前チェック型の免許制に比べて簡易な事後チェック型の登録制を導入(平成17年5月16日施行)。				
	給付金制度の導入	給付金の対象となるシステムについて交付を行い、迅速な周波数の再配分を円滑に実施した。				
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要				
	無線局に関する情報提供	電波利用の一層の推進を図るため、平成14年度に電波法を改正し、無線局免許情報をインターネット上において公表。 (国の安全、外交、犯罪の予防及び行政機関による監査・取締り等に支障を及ぼす恐れがある無線局を除く。また、プライバシーの保護等一部の項目については不公表)				
	電波の利用状況の調査・公表・評価	これまで4回実施しており(平成14年度(先行調査)、平成15年度、平成16年度及び平成17年度)、それらの評価案については、パブリックコメントを求めた後、電波監理審議会の審議を経て評価結果を公表				
(業務改善への取組状況)						
電波の利用状況調査・評価・公表制度の円滑な実施を図るため、所要の組織の見直しを図った。						
本施策に関する課題等の状況	我が国の電波利用は、携帯電話などを中心に量・質ともに拡大する一方、電波は深刻なひっ迫状況にある。そのため、今後も電波の利用状況調査・評価・公表制度の円滑な実施及び計画的な周波数の再配分を図るための体制整備を進めるとともに所要の制度改正等に向けた取組みを進め必要がある。また、電波利用料の算定において電波の経済的価値に係る要素等を勘案し、これを財源に電波の有効利用を推進するとともに、電波資源拡大のための研究開発や電波利用の地理的デジタルディバイド解消に向けた取組み等を推進する必要がある。			予	制	事
本施策に関する専門家の意見等	<p>・電波の有効利用を推進する観点から、電波の経済的価値に係る要素等を勘案した電波利用料の算定方法等を導入し、これを財源として電波資源拡大のための研究開発及び電波利用の地理的デジタル・ディバイド解消に向けた取組みを推進することが適当。(「電波有効利用政策研究会」(座長:多賀谷一照千葉大学学長補佐・法経学部教授)平成16年10月)</p> <p>・平成17年度電波資源拡大のための研究開発の実施については、外部有識者・外部専門家から構成される「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」において、「基本計画書の策定においては概ね研究開発目標が適正に設定されている」旨の評価(平成17年4月)をいただいている。</p> <p>・外部有識者からなる会合「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」(平成16年11月～平成17年12月)において、具体的なワイヤレスブロードバンドサービスの将来像及びこれを踏まえたシステムの具体化、必要な周波数分配及び普及推進方策等について広くオープンに議論が行われ、報告書が取りまとめられた。</p> <p>世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の構築を目指し、周波数の再配分の具体策を示していくことを目標に掲げた本報告を、政策の背景・課題等の把握に活用した。</p>					
本施策に関する主な資料	<p>・「平成14年度電波の利用状況調査の結果結果及び評価結果の概要の公表－電波監理審議会からの答申－」(平成15年5月14日電波監理審議会答申) ⇒http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030514_8.html</p> <p>・「平成15年度電波の利用状況調査の調査結果及び評価結果の概要の公表－電波監理審議会からの答申－」(平成16年3月17日電波監理審議会答申) ⇒http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040317_1.html</p> <p>・「平成16年度電波の利用状況調査の調査結果及び評価結果の概要の公表－電波監理審議会からの答申－」(平成17年4月13日電波監理審議会答申) ⇒http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050413_4.html</p> <p>・「電波有効利用政策研究会最終報告書」(平成16年10月1日公表) ⇒http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041001_3.html</p> <p>・「「周波数再編アクションプラン(改定版)」の公表」(平成17年10月31日公表) ⇒http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/051031_6.html</p> <p>・ワイヤレスブロードバンド推進研究会最終報告書(平成17年12月) ⇒http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/051227_1.html</p>					